

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～令和3年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 408,000千円 |
| 2 | 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 3,377,464千円 |

（単位：千円）

		令和3年度 予算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	障害者福祉費 （自立支援給付事業）	801,631	600,153	47,249	154,229
	老人福祉費 （老人保護措置事業）	102,712	17,220	20,049	65,443
	児童福祉費 （保育の無償化事業）	962,286	729,663	54,553	178,070
	児童福祉費 （子ども医療費助成事業）	70,000	12,500	13,484	44,016
	母子福祉費 （寡婦、寡夫医療費助成事業）	6,000	0	1,407	4,593
社会保険	介護保険事業	678,089	37,923	150,126	490,040
	国民健康保険事業	394,633	139,454	59,842	195,337
	後期高齢者医療事業	129,612	88,592	9,620	31,400
保健衛生	保健衛生費 （健康増進事業：各種がん検診）	39,160	6,887	7,568	24,705
	予防費 （感染症予防事業）	94,791	5,279	20,991	68,521
	診療所費 （診療施設勘定繰出金）	98,550	0	23,111	75,439
合 計		3,377,464	1,637,671	408,000	1,331,793